

9月1日は「防災の日」

問い合わせ 防災課（市役所5階）

なぜ9月1日が「防災の日」？



1923（大正12）年9月1日に南関東から東海地方にかけて広い範囲で甚大な被害をもたらした関東大震災が発生しました。マグニチュード7.9と推定され、近代化された首都圏を襲った唯一の巨大地震です。

さらに1959（昭和34）年9月26日に伊勢湾台風が発生し、台風被害としては明治以降最多・最大となる死者・行方不明者を出しました。この戦後最大の被害を被ったことがきっかけとなり、翌年の1960（昭和35）年、災害についての認識を深め、災害に対する備えを行う日として9月1日が「防災の日」と制定されました。伊勢湾台風での経験等は、これまでの防災対策を見直すきっかけとなるとともに、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）の制定のきっかけともなりました。

また9月1日を含む1週間（8月30日～9月5日）は「防災週間」とされています。市では「防災週間」に伴い、8月30日～9月3日に市役所2階で青梅警察署、青梅消防署による展示を行っています。ぜひ、ご覧ください。皆さんもこの機会に災害に備え、ハザードマップや備蓄品の確認等、できることから防災対策を始めましょう。

「防災の日」と「二百十日」

「防災の日」が9月1日に制定された由来は、古くから伝わる「二百十日」も関係しているといわれています。「二百十日」とは、雑節の一つで、立春から数えて210日目の日を指します。現在の暦で9月1日前後にあたり、台風の襲来する厄日とされています。古来、この時期は、稲の開花時期と重なり、台風が襲来すると稲作に大きな被害が生じることから、警戒する目安とされた日と考えられています。



市の災害対策

市では、災害が発生した際、「青梅市災害対策本部」を設置します。夜間や休日でも職員を動員し応急対策活動の体制を整えます。防災拠点とする各市民センターには地区対策本部を設置し、自主防災組織等と連携して災害対策にあたります。

また災害への備えとして、備蓄物資や避難場所・避難所の整備、市民の皆さんへの防災対策支援等さまざまな対策を行っています。

市の防災対策支援

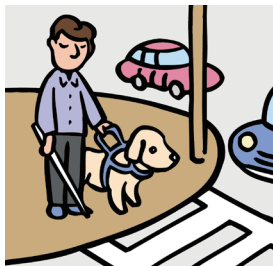
避難行動要支援者制度

災害対策基本法に基づき、災害時に避難する際、支援を必要とする方（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。地域の方や各機関とともに、災害時の避難支援や平常時の見守り活動を行っています。対象となる方は下記のとおりです。

また8月10日付で対象となる方へ「避難行動要支援者届出書兼名簿情報提供同意確認書」をお送りしています。届いた方は必要事項を記入し、返信用封筒で返送をお願いします。



介護保険制度による要介護状態区分が要介護3～5の方



身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかの交付を受けている方



75歳以上の高齢者のみの世帯の方

※施設入所中の方は対象外

青梅市ブロック塀等撤去費補助制度

道路に面しているブロック塀や万年塀を撤去する際の費用の一部を補助しています。

ブロック塀や万年塀の倒壊は通行の障害となるだけでなく、生命に関わる事故につながるおそれもあります。倒壊事故を未然に防止するためにも、ブロック塀や万年塀を所有・管理している方は、適切な維持管理をお願いします。



ブロック塀

家具転倒防止器具等支給取付事業

近年発生した大きな地震での負傷原因の30～50%が家具類の転倒や落下によるものです。

市では地震による被害の防止・軽減のため、家具転倒防止器具等の無料支給・取付事業を行っています。

※青梅市ブロック塀等撤去費補助制度および家具転倒防止器具等支給取付事業の詳細は、防災課（市役所5階）、各市民センター等で配布しているパンフレットまたは市ホームページ（記事ID…2197、2048）をご覧ください。

台風に備えましょう

これから台風シーズンを迎えます。気象情報や市からの情報に十分注意し、早めの避難行動をとるように心がけましょう。

また、新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、避難者が多く集まる避難（場）所は、感染リスクが高まります。避難先で3密（密閉、密集、密接）を避けるためには、避難先を分散することが重要です。市の指定する避難（場）所以外の場所への「分散避難」も選択肢に入れ、自宅が安全な場合の「在宅避難」や安全な場所にお住いの親戚・知人宅へ避難することも検討してください。

風水害について

風水害の種類



土砂災害

山や谷、がけから土砂等が押し寄せること



内水氾濫（浸水）

道路等の排水能力の限界を超え、水があふれること



河川の氾濫（洪水）

川から水があふれること